計算書類に対する注記(法人全体用)

１．継続事業の前提に関する注記

該当なし

２．重要な会計方針

(1) 有価証券の評価方法及び評価基準
・満期保有目的の債券等…該当なし
・上記以外の有価証券で時価のあるもの…該当なし
(2) 棚卸資産の評価方法及び評価基準
・最終仕入原価法による原価法
(3) 固定資産の減価償却の方法
・有形固定資産…定額法
平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産
償却計算を実施するための残存価額は取得価格の10%とする。なお、耐用年数到来時においても使用し続けている有形固定資産については、備忘価額1円まで償却を行っている。
平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産
償却計算を実施するための残存価格は零とし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却を行っている。
・無形固定資産…定額法
残存価額を零とし、取得価額全額を償却している。
・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産…該当なし
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存評価額を零とする定額法によっている。
(4) 引当金の計上基準
・賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。
・退職給付引当金
当法人の採用する熊本県社会福祉協議会の退職共済制度に基づき、当年度末の法人負担掛金の累計額を退職給付引当金として計上している。
・役員退職慰労引当金
役員の将来支給する退職慰労金に備えるため、役員報酬規程に基づく期末要支給額を計上している。

３．重要な会計方針の変更

該当なし

４．法人で採用する退職給付制度

当法人の退職共済制度は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び熊本県社会福祉協議会の実施する退職共済制度によっている。

５．法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。
(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
(4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
(5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
当法人では、収益事業拠点区分のみ実施のため省略している。
(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
ア　法人本部拠点区分（社会福祉事業）
「法人本部」
イ　くまもと芦北療育医療センター拠点区分（社会福祉事業）
「くまもと芦北(医療型障害児入所施設)」
「くまもと芦北(療養介護事業)」
「くまもと芦北(短期入所事業)」
「くまもと芦北(障害児相談支援事業)」
「くまもと芦北(特定相談支援事業)」
ウ　くまもと芦北通園センター拠点区分（社会福祉事業）
「くまもと芦北通園(児童発達支援センター事業)」
「くまもと芦北通園(放課後等デイサービス事業)」
「くまもと芦北通園(保育所等訪問事業)」
「くまもと芦北通園(生活介護事業)」
エ　障がい者支援施設　けやき拠点区分（社会福祉事業）
「けやき(施設入所支援)」
「けやき(生活介護事業・通所)」
「けやき(短期入所事業)」
「けやき相談(障害児相談支援事業)」
「けやき相談(特定相談支援事業)」
「けやき(多機能型事業所)」
「けやき(医療型短期入所事業)」
オ　くまもと江津湖療育医療センター拠点区分（社会福祉事業）
「くまもと江津湖(医療型障害児入所施設)」
「くまもと江津湖(療養介護事業)」
「くまもと江津湖(短期入所事業)」
「くまもと江津湖相談(障害児相談支援事業)」
「くまもと江津湖相談(特定相談支援事業)」
「くまもと江津湖通園センター」
「えづこランド(児童発達支援事業)」
「えづこランド(放課後等デイサービス事業)」
「えづこランド(生活介護事業)」
「えづこホットクラブ(児童発達支援事業)」
「えづこホットクラブ(居宅訪問型児童発達支援事業)」
「えづこスマイルキッズ」
カ　ハートフルゆうあい拠点区分（社会福祉事業）
「であいクラブ」
「みどりの里」
キ　ハートフルゆうあい拠点区分（公益事業）
「ひまわり」
ク　ゆうあいの家拠点区分（公益事業）
「ゆうあいの家」
ケ　くまもと中医クリニック拠点区分（公益事業）
「くまもと中医クリニック」
コ　収益事業拠点区分（収益事業）
「収益事業」

６．基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおり。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	1,432,159,932			1,432,159,932
建物	4,201,791,395	34,245,574	265,550,729	3,970,486,240
合　計	5,633,951,327	34,245,574	265,550,729	5,402,646,172

７．基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

８．担保に供している資産

該当なし

９．有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおり。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）	1,432,159,932	0	1,432,159,932
建物（基本財産）	9,497,800,681	5,527,314,441	3,970,486,240
土地（その他の固定資産）	1,946,808,182	0	1,946,808,182
建物（その他の固定資産）	1,147,242,688	658,359,566	488,883,122
構築物	852,576,037	499,634,962	352,941,075
機械及び装置	73,310,380	66,678,521	6,631,859
車輌運搬具	173,079,419	147,682,328	25,397,091
器具及び備品	646,779,028	522,256,532	124,522,496
医療用備品	420,723,790	362,785,077	57,938,713
有形リース資産	133,915,800	63,905,863	70,009,937
合 計	16,324,395,937	7,848,617,290	8,475,778,647

１０．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

１１．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

１２．関連当事者との取引の内容

開示すべき関連当事者との取引は該当なし。

１３．重要な偶発債務

該当なし

１４．重要な後発事象

該当なし

１５．合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

１６．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1)追加情報

前年度に引き続き、コロナウイルス対応の為、短期入所等一部の事業活動を制限しながら、関係諸官庁の見解及び社会情勢を注視する必要がある。

別紙2

計算書類に対する注記(法人本部)

１．重要な会計方針

(1) 有価証券の評価方法及び評価基準
・満期保有目的の債券等…該当なし
・上記以外の有価証券で時価のあるもの…該当なし
(2) 棚卸資産の評価方法及び評価基準
最終仕入原価法による原価法
(3) 固定資産の減価償却の方法
・有形固定資産…該当なし
・無形固定資産…該当なし
・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産…該当なし
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産…該当なし
(4) 引当金の計上基準
・賞与引当金
役員に対する役員報酬（賞与）の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。
・役員退職慰労引当金引当金
役員の将来支給する退職慰労金に備えるため、役員報酬規程に基づく期末要支給額を計上している。

２．重要な会計方針の変更

該当なし

３．採用する退職給付制度

該当なし

４．拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。
(1) 拠点区分の財務諸表(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
(2) 拠点区分事業活動明細書(新会計基準別紙3(⑪))
(3) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア　法人本部拠点区分（社会福祉事業）
「法人本部」
(4) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3(⑩)）は省略している。

５．基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

６．基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

７．担保に供している資産

該当なし

８．有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

９．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

１０．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

１１．重要な後発事象

該当なし

１２．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（くまもと芦北療育医療センター）

１．重要な会計方針

(1) 有価証券の評価方法及び評価基準
・満期保有目的の債券等…該当なし
・上記以外の有価証券で時価のあるもの…該当なし
(2) 棚卸資産の評価方法及び評価基準
・最終仕入原価法による原価法
(3) 固定資産の減価償却の方法
・有形固定資産…定額法
平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産
償却計算を実施するための残存価額は取得価格の10%とする。なお、耐用年数到来時においても使用し続けている有形固定資産については、備忘価額1円まで償却を行っている。
平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産
償却計算を実施するための残存価格は零とし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却を行っている。
・無形固定資産…定額法
残存価額を零とし、取得価額全額を償却している。
・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産…該当なし
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存評価額を零とする定額法によっている。
(4) 引当金の計上基準
・賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。
・退職給付引当金
当拠点の採用する熊本県社会福祉協議会の退職共済制度に基づき、当年度末の法人負担掛金の累計額を退職給付引当金として計上している。

２．重要な会計方針の変更

該当なし

３．採用する退職給付制度

当拠点の退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、熊本県社会福祉協議会の実施する退職共済制度によっている。

４．拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。
(1) 拠点区分の財務諸表(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
(2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3⑪）
(3) 拠点区分におけるサービス区分の内容
イ　くまもと芦北療育医療センター拠点区分（社会福祉事業）
「くまもと芦北(医療型障害児入所施設)」
「くまもと芦北(療養介護事業)」
「くまもと芦北(短期入所事業)」
「くまもと芦北(障害児相談支援事業)」
「くまもと芦北(特定相談支援事業)」
(4) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3⑩）は省略している。

５．基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおり。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土　　地	220,639,290			220,639,290
建　　物	2,403,065,367	22,420,574	141,864,463	2,283,621,478
合　計	2,623,704,657	22,420,574	141,864,463	2,504,260,768

６．基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

７．担保に供している資産

該当なし

８．有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおり。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）	220,639,290	0	220,639,290
建物（基本財産）	5,170,789,449	2,887,167,971	2,283,621,478
土地（その他の固定資産）	321,288,483	0	321,288,483
建物（その他の固定資産）	479,960,170	210,091,780	269,868,390
構築物	443,818,596	243,821,465	199,997,131
機械及び装置	43,546,830	36,950,982	6,595,848
車輌運搬具	68,034,368	57,404,865	10,629,503
器具及び備品	341,242,679	280,912,565	60,330,114
医療用備品	170,061,993	145,837,197	24,224,796
有形リース資産	84,709,200	36,407,528	48,301,672
合 計	7,344,091,058	3,898,594,353	3,445,496,705

９．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

１０．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

１１．重要な後発事象

該当なし

１２．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・追加情報

前年度に引き続き、コロナウイルス対応の為、短期入所等一部の事業活動を制限しながら、関係諸官庁の見解及び社会情勢を注視する必要がある。

計算書類に対する注記（くまもと芦北通園センター）

１．重要な会計方針

(1) 有価証券の評価方法及び評価基準
・満期保有目的の債券等…該当なし
・上記以外の有価証券で時価のあるもの…該当なし
(2) 棚卸資産の評価方法及び評価基準
該当なし
(3) 固定資産の減価償却の方法
・有形固定資産…定額法
平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産
償却計算を実施するための残存価額は取得価格の10%とする。なお、耐用年数到来時においても使用し続けている有形固定資産については、備忘価額1円まで償却を行っている。
平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産
償却計算を実施するための残存価格は零とし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却を行っている。
・無形固定資産…定額法
該当なし
・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産…該当なし
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産…該当なし
(4) 引当金の計上基準
・賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。
・退職給付引当金
当拠点の採用する熊本県社会福祉協議会の退職共済制度に基づき、当年度末の法人負担掛金の累計額を退職給付引当金として計上している。

２．重要な会計方針の変更

該当なし

３．採用する退職給付制度

当拠点の退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、熊本県社会福祉協議会の実施する退職共済制度によっている。

４．拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。
(1) 拠点区分の財務諸表(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
(2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3⑪）
(3) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ウ　くまもと芦北通園センター拠点区分（社会福祉事業）
「くまもと芦北通園(児童発達支援センター事業)」
「くまもと芦北通園(放課後等デイサービス事業)」
「くまもと芦北通園(保育所等訪問事業)」
「くまもと芦北通園(生活介護事業)」
(4) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3⑩）は省略している。

５．基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

６．基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

７．担保に供している資産

該当なし

８．有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおり。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輌運搬具	17,142,160	15,368,105	1,774,055
器具及び備品	1,326,200	1,034,096	292,104
医療用備品	1,969,495	1,458,403	511,092
合 計	20,437,855	17,860,604	2,577,251

９．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

１０．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

１１．重要な後発事象

該当なし

１２．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・追加情報

前年度に引き続き、コロナウイルス対応の為、短期入所等一部の事業活動を制限しながら、関係諸官庁の見解及び社会情勢を注視する必要がある。

別紙2

計算書類に対する注記(障がい者支援施設　けやき)

１．重要な会計方針

(1) 有価証券の評価方法及び評価基準
・満期保有目的の債券等…該当なし
・上記以外の有価証券で時価のあるもの…該当なし
(2) 棚卸資産の評価方法及び評価基準
最終仕入原価法による原価法
(3) 固定資産の減価償却の方法
・有形固定資産…定額法
平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産
償却計算を実施するための残存価額は取得価格の10%とする。なお、耐用年数到来時においても使用し続けている有形固定資産については、備忘価額1円まで償却を行っている。
平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産
償却計算を実施するための残存価格は零とし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却を行っている。
・無形固定資産…定額法
残存価額を零とし、取得価額全額を償却している。
・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産ー該当なし
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によって行っている。
(4) 引当金の計上基準
・賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。
・退職給付引当金
当法人の採用する熊本県社会福祉協議会の退職共済制度に基づき、当年度末の法人負担掛金の累計額を退職給付引当金として計上している。

２．重要な会計方針の変更

該当なし

３．採用する退職給付制度

当拠点の退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、熊本県社会福祉協議会の実施する退職共済制度によっている。

４．拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりになっている。
(1) 拠点区分の財務諸表(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
(2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3⑪）
(3) 拠点区分におけるサービス区分の内容
エ　障害者支援施設　けやき拠点区分（社会福祉事業）
「けやき(施設入所支援)」
「けやき(生活介護事業・通所)」
「けやき(短期入所事業)」
「けやき相談(障害児相談支援事業)」
「けやき相談(特定相談支援事業)」
「けやき(多機能型事業所)」
「けやき(医療型短期入所事業)」
(4) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3⑩）は省略している。

５．基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおり。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土　　地	159,661,500	0	0	159,661,500
建　　物	294,159,863	4,961,000	21,380,036	277,740,827
合　計	453,821,363	4,961,000	21,380,036	437,402,327

６．基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

７．担保に供している資産

該当なし

８．有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおり。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土　　地	159,661,500	0	159,661,500
建　　物	984,671,255	706,930,428	277,740,827
土　　地	370,920	0	370,920
建　　物	4,155,250	2,872,914	1,282,336
構 築 物	114,642,883	71,293,373	43,349,510
機械及び装置	3,282,550	3,246,548	36,002
車輌運搬具	37,863,223	36,508,238	1,354,985
器具及び備品	113,640,370	99,809,963	13,830,407
医療用備品	670,614	670,611	3
有形リース資産	3,600,000	1,860,000	1,740,000
合 計	1,422,558,565	923,192,075	499,366,490

９．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

１０．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

１１．重要な後発事象

該当なし

１２．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

別紙2

計算書類に対する注記（くまもと江津湖療育医療センター）

１．重要な会計方針

⑴ 有価証券の評価方法及び評価基準
・満期保有目的の債券等…該当なし
・上記以外の有価証券で時価のあるもの…該当なし
⑵ 棚卸資産の評価方法及び評価基準
・最終仕入原価法による原価法
⑶ 固定資産の減価償却の方法
・有形固定資産…定額法
平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産
償却計算を実施するための残存価額は取得価格の10%とする。なお、耐用年数到来時においても使用し続けている有形固定資産については、備忘価額1円まで償却を行っている。
平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産
償却計算を実施するための残存価格は零とし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却を行っている。
・無形固定資産…定額法
残存価額を零とし、取得価額全額を償却している。
・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産…該当なし
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存評価額を零とする定額法によっている。
⑷ 引当金の計上基準
・賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。
・退職給付引当金
当拠点の採用する熊本県社会福祉協議会の退職共済制度に基づき、当年度末の法人負担掛金の累計額を退職給付引当金として計上している。

２．重要な会計方針の変更

該当なし

３．採用する退職給付制度

当拠点の退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、熊本県社会福祉協議会の実施する退職共済制度によっている。

４．拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。
⑴ 拠点区分の財務諸表（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
⑵ 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3⑪）
⑶ 拠点区分におけるサービス区分の内容
オ　くまもと江津湖療育医療センター拠点区分（社会福祉事業）
「くまもと江津湖（医療型障害児入所施設）」
「くまもと江津湖（療養介護事業）」
「くまもと江津湖（短期入所事業）」
「くまもと江津湖相談（障害児相談支援事業）」
「くまもと江津湖相談（特定相談支援事業）」
「くまもと江津湖通園センター」
「えづこランド（児童発達支援事業）」
「えづこランド（放課後等デイサービス事業）」
「えづこランド（生活介護事業）」
「えづこホットクラブ（児童発達支援事業）」
「えづこホットクラブ（居宅訪問型児童発達支援事業）」
「えづこスマイルキッズ」
⑷ 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3⑩）は省略している。

５．基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおり。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	1,001,722,500	0	0	1,001,722,500
建物	1,230,407,350	6,864,000	89,143,051	1,148,128,299
合 計	2,232,129,850	6,864,000	89,143,051	2,149,850,799

６．基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

７．担保に供している資産

該当なし

８．有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおり。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）	1,001,722,500	0	1,001,722,500
建物（基本財産）	2,680,286,813	1,532,158,514	1,148,128,299
土地（その他の固定資産）	66,434,000	0	66,434,000
建物（その他の固定資産）	5,454,000	4,660,937	793,063
構築物	220,364,338	147,386,853	72,977,485
機械及び装置	6,972,000	6,971,998	2
車輌運搬具	31,197,152	26,293,348	4,903,804
器具及び備品	156,577,145	123,591,210	32,985,935
医療用備品	227,607,213	197,266,162	30,341,051
有形リース資産	24,152,400	15,190,460	8,961,940
合 計	4,420,767,561	2,053,519,482	2,367,248,079

９．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

１０．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

１１．重要な後発事象

該当なし

１２．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・追加情報

前年度に引き続き、コロナウイルス対応の為、短期入所等一部の事業活動を制限しながら、関係諸官庁の見解及び社会情勢を注視する必要がある。

別紙2

計算書類に対する注記(ハートフルゆうあい(公益))

１．重要な会計方針

(1) 有価証券の評価方法及び評価基準
・満期保有目的の債券等…該当なし
・上記以外の有価証券で時価のあるもの…該当なし
(2) 棚卸資産の評価方法及び評価基準
・最終仕入原価法による原価法
(3) 固定資産の減価償却の方法
・有形固定資産…定額法
平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産
償却計算を実施するための残存価額は取得価格の10%とする。なお、耐用年数到来時においても使用し続けている有形固定資産については、備忘価額1円まで償却を行っている。
平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産
償却計算を実施するための残存価格は零とし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却を行っている。
・無形固定資産…定額法
残存価額を零とし、取得価額全額を償却している。
・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産…該当なし
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産…該当なし
(4) 引当金の計上基準
・賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。
・退職給付引当金
当拠点の採用する熊本県社会福祉協議会の退職共済制度に基づき、当年度末の法人負担掛金の累計額を退職給付引当金として計上している。

２．重要な会計方針の変更

該当なし

３．採用する退職給付制度

当拠点の退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、熊本県社会福祉協議会の実施する退職共済制度によっている。

４．拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。
(1) 拠点区分の財務諸表(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
(2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3⑪）
(3) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ク　ハートフルゆうあい拠点区分（公益事業）
「ひまわり」
(4) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3⑩）は省略している。

５．基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおり。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	2,526,190		105,976	2,420,214
合 計	2,526,190		105,976	2,420,214

６．基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

７．担保に供している資産

該当なし

８．有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおり。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	6,748,530	4,328,316	2,420,214
車輌運搬具	2,162,820	1,374,185	788,635
器具及び備品	116,798	21,899	94,899
合 計	9,028,148	5,724,400	3,303,748

９．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

１０．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

１１．重要な後発事象

該当なし

１２．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(ハートフルゆうあい(社会福祉))

１．重要な会計方針

(1) 有価証券の評価方法及び評価基準
・満期保有目的の債券等…該当なし
・上記以外の有価証券で時価のあるもの…該当なし
(2) 棚卸資産の評価方法及び評価基準
・最終仕入原価法による原価法
(3) 固定資産の減価償却の方法
・有形固定資産…定額法
平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産
償却計算を実施するための残存価額は取得価格の10%とする。なお、耐用年数到来時においても使用し続けている有形固定資産については、備忘価額1円まで償却を行っている。
平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産
償却計算を実施するための残存価格は零とし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却を行っている。
・無形固定資産…定額法
残存価額を零とし、取得価額全額を償却している。
・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産…該当なし
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存評価額を零とする定額法によっている。
(4) 引当金の計上基準
・賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。
・退職給付引当金
当拠点の採用する熊本県社会福祉協議会の退職共済制度に基づき、当年度末の法人負担掛金の累計額を退職給付引当金として計上している。

２．重要な会計方針の変更

該当なし

３．採用する退職給付制度

当拠点の退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、熊本県社会福祉協議会の実施する退職共済制度によっている。

４．拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。
(1) 拠点区分の財務諸表(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
(2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3⑪）
(3) 拠点区分におけるサービス区分の内容
カ　ハートフルゆうあい拠点区分（社会福祉事業）
「であいクラブ」
「みどりの里」
(4) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3⑩）は省略している。

５．基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおり。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	50,136,642			50,136,642
建物	258,575,422			258,575,422
合　計	308,712,064			308,712,064

６．基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

７．担保に供している資産

該当なし

８．有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおり。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）	50,136,642	0	50,136,642
建物（基本財産）	655,304,634	396,729,212	258,575,422
構築物	15,178,050	15,178,046	4
機械及び装置	19,509,000	19,508,993	7
車輌運搬具	15,320,410	9,855,717	5,464,693
器具及び備品	8,893,520	5,045,526	3,847,994
医療用備品	8,658,000	6,432,779	2,225,221
有形リース資産	3,060,000	3,060,000	0
合 計	776,060,256	455,810,273	320,249,983

９．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

１０．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

１１．重要な後発事象

該当なし

１２．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

別紙2

計算書類に対する注記(ゆうあいの家)

１．重要な会計方針

(1) 有価証券の評価方法及び評価基準
・満期保有目的の債券等…該当なし
・上記以外の有価証券で時価のあるもの…該当なし
(2) 棚卸資産の評価方法及び評価基準
・最終仕入原価法による原価法
(3) 固定資産の減価償却の方法
・有形固定資産…定額法
平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産
償却計算を実施するための残存価額は取得価格の10%とする。なお、耐用年数到来時においても使用し続けている有形固定資産については、備忘価額1円まで償却を行っている。
平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産
償却計算を実施するための残存価格は零とし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却を行っている。
・無形固定資産…定額法
残存価額を零とし、取得価額全額を償却している。
・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産…該当なし
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産…該当なし
(4) 引当金の計上基準
・退職給付引当金
当拠点の採用する熊本県社会福祉協議会の退職共済制度に基づき、当年度末の法人負担掛金の累計額を退職給付引当金として計上している。
・賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

２．重要な会計方針の変更

該当なし

３．採用する退職給付制度

当拠点の退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、熊本県社会福祉協議会の実施する退職共済制度によっている。

４．拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。
(1) 拠点区分の財務諸表(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
(2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3⑪）
(3) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ケ　ゆうあいの家拠点区分（公益事業）
「ゆうあいの家」
(4) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3⑩）は省略している。

５．基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

６．基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

７．担保に供している資産

該当なし

８．有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおり。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（その他の固定資産）	35,304,164	0	35,304,164
建物（その他の固定資産）	278,286,393	208,172,928	70,113,465
器具及び備品	7,223,250	3,342,841	3,880,409
医療用備品	612,500	443,099	169,401
合　計	321,426,307	211,958,868	109,467,439

９．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

１０．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

１１．重要な後発事象

該当なし

１２．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

別紙2

計算書類に対する注記（くまもと中医クリニック）

１．重要な会計方針

(1) 有価証券の評価方法及び評価基準
・満期保有目的の債券等…該当なし
・上記以外の有価証券で時価のあるもの…該当なし
(2) 棚卸資産の評価方法及び評価基準
・最終仕入原価法による原価法
(3) 固定資産の減価償却の方法
・有形固定資産…定額法
平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産
償却計算を実施するための残存価額は取得価額の10%とする。なお、耐用年数到来時においても使用し続けている有形固定資産については、備忘価額1円まで償却を行っている。
平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産
償却計算を実施するための残存価額は零とし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却を行っている。
・無形固定資産…定額法
残存価額0とし、取得価額全額を償却している。
・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産…該当なし
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存評価額を零とする定額法によっている。
(4) 引当金の計上基準
・賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。
・退職給付引当金
当拠点の採用する熊本県社会福祉協議会の退職共済制度に基づき、当年度末の法人負担掛金の累計額を退職給付引当金として計上している。

２．重要な会計方針の変更

該当なし

３．採用する退職給付制度

当拠点の退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、熊本県社会福祉協議会の実施する退職共済制度によっている。

４．拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。
(1) 拠点区分の財務諸表(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
(2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3⑪）
(3) 拠点区分におけるサービス区分の内容
コ　くまもと中医クリニック拠点区分（公益事業）
「くまもと中医クリニック」
(4) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3⑩）は省略している。

５．基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

６．基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

７．担保に供している資産

該当なし

８．有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおり。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（その他の固定資産）	43,840,035	0	43,840,035
建物（その他の固定資産）	333,336,875	190,204,667	143,132,208
構築物	55,426,250	20,618,498	34,807,752
車輌運搬具	1,359,286	877,870	481,416
器具及び備品	16,571,066	7,986,935	8,584,131
医療用備品	11,143,975	10,676,826	467,149
有形リース資産	18,394,200	7,387,875	11,006,325
合 計	480,071,687	237,752,671	242,319,016

９．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

１０．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

１１．重要な後発事象

該当なし

１２．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(収益事業)

１．重要な会計方針

(1) 有価証券の評価方法及び評価基準
・満期保有目的の債券等…該当なし
・上記以外の有価証券で時価のあるもの…該当なし
(2) 棚卸資産の評価方法及び評価基準
最終仕入原価法による原価法
(3) 固定資産の減価償却の方法
・有形固定資産…定額法
平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産
償却計算を実施するための残存価額は取得価額の10%とする。なお、耐用年数到来時においても使用し続けている有形固定資産については、備忘価額1円まで償却を行っている。
平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産
償却計算を実施するための残存価額は零とし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却を行っている。
・無形固定資産…定額法
残存価額を零とし、取得価額全額を償却している。
・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産…該当なし
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産…該当なし
(4) 引当金の計上基準
・賞与引当金
該当なし
・退職給付引当金
該当なし

２．重要な会計方針の変更

該当なし

３．採用する退職給付制度

該当なし

４．拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。
(1) 拠点区分の財務諸表(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
(2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3⑪）
(3) 拠点区分におけるサービス区分の内容
サ　収益事業拠点区分（収益事業）
「収益事業」
(4) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3⑩）は省略している。

５．基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

６．基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

７．担保に供している資産

該当なし

８．有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおり。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（その他の固定資産）	1,479,570,580	0	1,479,570,580
建物（その他の固定資産）	46,050,000	42,356,340	3,693,660
構築物	3,145,920	1,336,727	1,809,193
器具及び備品	1,188,000	511,497	676,503
合 計	1,529,954,500	44,204,564	1,485,749,936

９．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

１０．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

１１．重要な後発事象

該当なし

１２．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし